

装官会第27号
27. 10. 1
一部改正 装官会第5037号
28. 3. 31
一部改正 装官会第4470号
29. 3. 31
一部改正 装官会第11112号
30. 8. 8
一部改正 装官会第7141号
31. 3. 29
一部改正 装官会第4804号
令和3年3月31日
一部改正 装官会第6681号
令和3年4月26日
一部改正 装官総第12305号
令和3年8月27日
一部改正 装官総第17764号
令和6年9月27日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官 殿
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁における契約担当官及び契約担当官代理の指定及び支払原因
となる契約事務の範囲について（通達）

標記について、別添のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

- 1 契約担当官及び契約担当官代理の指定及び事務の範囲は別表に掲げるとおりとする。
- 2 国外における契約担当官（以下「在外契約担当官」という。）の設置基準等については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 在外契約担当官を設置する基準は、国外において契約に関する事務を行わなければ、公務の遂行に支障を及ぼす場合とする。
 - (2) 防衛装備庁の内部部局、研究所、試験場及び支所の各部署において、在外契約担当官の設置が必要と認められる場合には、設置の1ヶ月前までに、その所属長より防衛装備庁長官官房会計官に対し、依頼するものとする。

1 契約担当官
官職指定

部局	契約担当官として指定する官職	事務の範囲
防衛装備庁 内部部局	長官官房会計官付経理室長	防衛装備庁の所掌事務のうち、歳入原因に係る契約（防衛装備庁受託試験研究規則（昭和33年総理府令第28号）第3条に規定する契約及び部外転用契約を除く。）及び装官会第9287号（令和2年7月1日）により、せり売りの試行とされた売払物品の歳入原因に係る契約並びに支払原因とならない物件の借上契約及び物品の保管契約に関する事務
	防衛装備庁長官	防衛装備庁の部外転用契約に関する事務
防衛装備庁 の各研究所	当該研究所の総務課長（航空装備研究所にあっては、管理部会計課長、防衛イノベーション科学技術研究所にあっては、総務・会計ユニット長）	当該研究所（ただし、航空装備研究所にあっては、土浦支所及び新島支所を、艦艇装備研究所にあっては、川崎支所及び岩国海洋環境評価サテライトを、新世代装備研究所にあっては、飯岡支所を含む。）の所掌業務のうち、歳入原因に係る契約並びに支払原因とならない物件の借上契約及び物品の保管契約に関する業務
防衛装備庁 の各試験場	当該試験場の副場長	当該試験場所掌業務のうち、歳入原因に係る契約並びに支払原因とならない物件の借上契約及び物品の保管契約に関する業務

2 契約担当官代理
官職指定

部局	契約担当官代理として指定する官職	事務の範囲
防衛装備庁 内部部局	長官官房会計官付会計管理官	防衛装備庁の所掌事務のうち、歳入原因に係る契約（防衛装備庁受託試験研究規則（昭和33年総理府令第28号）第3条に規定する契約及び部外転用契約を除く。）及び装官会第9287号（令和2年7月1日）により、せり売りの試行とされた売払物品の歳入原因に係る契約並びに支払原因とならない物件の借上契約及び物品の保管契約に関する事務
防衛装備庁 の各研究所	当該研究所の所長（航空装備研究所にあつては、管理部長）	当該研究所（ただし、航空装備研究所にあつては、土浦支所及び新島支所を、艦艇装備研究所にあつては、川崎支所及び岩国海洋環境試験評価サテライトを、新世代装備研究所にあつては、飯岡支所を含む。）の所掌業務のうち、歳入原因に係る契約並びに支払原因とならない物件の借上契約及び物品の保管契約に関する業務
防衛装備庁 の各試験場	当該試験場の場長	当該試験場の所掌業務のうち、歳入原因に係る契約並びに支払原因とならない物件の借上契約及び物品の保管契約に関する業務

3 契約担当官代理が代理をする場合

- (1) 契約担当官として指定された官職にある者が欠けた場合
- (2) 契約担当官として指定された官職にある者が、出張、休暇、欠勤等によりその職務を行うことができないと認められる場合
- (3) 契約担当官として指定された官職にある者が、休職又は停職を命ぜられた場合